

発達障害者支援に係る検討会について

1. 目的

発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者に対し学校教育、就労、家族等への支援を図ることなどを定めた発達障害者支援法が平成16年12月3日に成立した。本検討会は、平成17年4月1日の発達障害者支援法の施行にあたり、政令で定める発達障害の定義等について検討し、発達障害者支援法の円滑な実施を目的とする。

2. 検討の内容

- (1) 政令で定める発達障害の定義について
- (2) 医療機関の確保や専門家の養成について

3. 委員の構成

発達障害支援検討に係る検討会員メンバー表（別紙）

4. 検討会の開催スケジュール

平成17年1月～2月にかけて3回程度の開催を予定。

第1回	発達障害の定義について検討	平成17年1月18日(火)
第2回	発達障害の定義について検討	1月下旬予定
第3回	医療機関の確保等について検討	2月中旬予定

5. その他

- (1) 検討会は、障害保健福祉部長の諮問機関とし、委員の委嘱を行う。
- (2) 検討会は、公開で行う。